

■概要

住民税非課税世帯に対し、1世帯につき10万円を給付するものです。

■対象世帯

基準日(令和3年12月10日)において、世帯全員の令和3年度住民税が非課税である世帯が対象です。ただし、住民税が課税されている親族から扶養されている方のみの世帯は除きます。

以下の記入例を確認のうえ、確認書に記入してください。

STEP①

確認書(次のページ)と返信用封筒(最後のページ)をミシン目で切り離す

令和4年2月8日

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給要件確認書

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金として令和3年度の住民税の課税状況に基づき対象者に該当するため、以下のとおり、支給予定額を知らせます。

以下の内容を確認して、令和4年3月31日までにこの確認書を返送してください。

支給方法	口座振替
支給日	提出後、おおよそ1週間以内(振替前に改めて通知)
支給口座	〇〇銀行 〇〇支店 普通 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇
支給額	100,000円

※特別定額給付金等の口座情報を印字しています。

■世帯主の方が記入してください。

確認欄(以下の項目を確認し、確認後にチェック欄)に記入してください)

- ① 世帯の全員が、住民税が課税されている親族等からの扶養を受けていません。
- ② 世帯の中に、所得があるのに未申告である者がいません。

※①・②の双方にチェックがある場合に限り給付金が受け取れます。

(いずれか1つでもチェックがない場合、支給対象外となり給付金を受け取れません。)

※確認内容が誤っている場合は給付金の返還を求められる場合があります。

また、意図的に虚偽の確認をした場合は不正として取り扱われる場合があります。

記入しない場合は、右欄の「本人確認書類の写し」を添付してください。

右欄の「本人確認書類の写し」を添付しない場合は、世帯主は給付金を受給しません。

STEP②-1

口座情報を確認
※空欄又は変更希望の場合は②-2へ

STEP③

要件に✓

STEP②-2

※口座変更を希望する場合のみ
口座情報を記入し「通帳の写し」「本人確認書類の写し」を裏面に糊付け
※変更希望なしの場合は
記入不要

STEP④

提出日、連絡先を
記入し署名
※日中に連絡可能な電話番号を記入してください。

STEP⑤

記入が終わったら返信用封筒(切手不要)で提出してください。

確認書提出期限 令和4年3月31日(木)

※期限後も申請手続は可能ですが、お早めに御提出をお願いします。